

第55回総会議案書

2024年5月19日 発行

愛知学童保育連絡協議会

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7-308

電話052-872-1972 FAX 052-308-3324

Email:aichigakudou@gakudou.biz

HP <http://gakudou.me/>

【 基 調 提 案 】 学 童 保 育 の 現 状

1. まだまだ（需要が）増え続ける学童保育

少子化で子どもは減っていますが、小学生を持つ女性の8割を超える人が働き、核家族が8割を超えている現在、学童保育はなくてはならないものになっています。そして、学童保育で生活する子どもも学童保育所の総数も毎年増加し、まだ10年近くは需要が増加していくとこども家庭庁は推測しています。一方で、いまだに学童保育がない小学校区がある・学童保育に入所できない子どもがいるなど、学童保育を必要とする子どもの生活環境や発達保障が最優先される前に、自治体の財政状況や考え方で左右される施策になっているのが学童保育の現状であり課題です。

学童保育は2023年5月1日現在、こども家庭庁の調査で37,034支援の単位、入所している子どもの人数は1,457,034人となりました。

愛知県では、2023年5月1日現在、54市町村966小学校に対し、1,227か所、入所している子どもの人数も64,855人となり、国も県も過去最高を更新しています。

さらに、国は学童保育指導員をエッセンシャルワーカーとして位置付け、学童保育の社会的位置づけがより高まっています。

一方で学童保育は、増え続けているにもかかわらず、未だに学童保育を必要とする子どもを全員受け入れるための法的位置づけと財政基盤を持っていない制度です。そのため、学童保育に入所できない子どもはコロナ禍でいったん減りましたが、2022年度より再び増加に転じています。こども家庭庁は入所できない子どもをなくすために学童保育を増やす方向として2023年12月25日に発出した「放課後児童パッケージ」に学童保育の受け皿として152万人を早急に達成することを明記しました。また、「こども未来戦略」で示した、「常勤学童保育指導員の拡充」を2024年度の施策として、常勤職員を2人以上配置している学童保育の補助基準年額を一気に約170万円増やす予算をたてました。

2. 学童保育の具体的な課題

コロナ禍で、次の2点が大きくクローズアップされました。

① 学童保育で子どもが生活するスペースが小さい

学童保育の基準では1人1.65㎡以上となっていますが、保育所の2歳児以上の1.98㎡より狭いうえに、施設面も、市町村の財政と連動しているため、実施を猶予している自治体では1人1.65㎡以上がいつ実現するかわからない状況があります。今回のコロナ禍では、1人1.65㎡では密を避けられないことが実証されました。

② 学童保育指導員不足と進んでいない処遇改善

学童保育指導員の多数は、給与を始めとする処遇が低いという現状があります。

学童保育指導員の処遇改善を目的として、国は「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を2015年度から予算化しています。2022年度は非常勤職員に係る賃金改善の経費上乗せ分として年額167.8万円、常勤職員を配置するための「追加費用」として年額315.8万円が予算計上されました。また、勤続年数や研修実績に応じて処遇を改善する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」も2017年度から予算化されていま

す。しかし、実際の実施地域は広がっていません。さらに2021年12月23日に国は学童保育指導員も対象とした「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱」を示しました。これは2022年2月から収入の3%程度引き上げる賃金改善を目的とした予算措置をおこなうもので、国は全学童保育指導員分の予算額を示しました。全職員が対象というものは他の業種にはなく画期的なことでした。しかし、この事業も市町村の事情により全市町村では行われていない実態があります。こども家庭庁は処遇改善事業の積極的な実施を呼びかけていることから、全市町村が実施することが学童保育指導員の処遇改善の一つの手段として有効と考えられます。

処遇が改善されてないこともあり、学童保育を運営するために必要な学童保育指導員の確保ができなくなっているところが増えてきています。そのため、学童保育指導員不足を理由に「学童保育指導員の要件を緩和する」、「企業に委託する」市町村が増えており、学童保育の質が低下する可能性が生まれています。

3. 進む企業参入について

愛知県は企業が運営する学童保育が2023年5月1日現在で16.6%（日本全体で15.5%（共に全国学童保育連絡協議会調査））で、全国平均よりやや多い状況です。

① 届出により「学童保育」として認められることになった「新制度」

学童保育条例を書面上クリアした届け出をすれば、市町村が補助金・委託金を出す・出さないは別にして、「学童保育」として認められます。今までは「市町村の施策に合致していなければならないこと」「塾等目的の違うものは認めないこと」等制約がありました。が、塾をはじめとする企業が学童保育に参入しやすくなりました。

② 企業による学童保育運営の浸透が「新制度」の問題を顕在化

「新制度」のねらいの一つである民間活力の導入のために、「補助単価の増額」「対象の拡大（おおむね10歳から小学生へ）」「賃貸料補助開始」等の施策が追加され企業参入が進みました。企業の多くが利益を追求し、行政が学童保育指導員の確保が難しいなどの理由により企業に依存することにより「保育の公的責任の後退」「子育て、保育の商品化」「職員の人件費削減」が顕著となっています。

4. まとめにかえて

コロナ禍で様々な変化があり、保護者会や様々な会議をウェブを使用しておこなうことにより、同じ学童保育の保護者同士の間関係が構築できないなどの状況があります。

学童保育連絡協議会の機関誌である月刊『日本の学童ほいく』は、各地の学童保育の様子や様々な取り組みや魅力を伝えるとともに、学童保育の施策や実態などを学び、よりよい学童保育をつくるための課題を共有し、学童保育への理解を深めることができる一冊です。また、『日本の学童ほいく』は県連協や全国の学童保育運動を支える財源となっており、保護者会・連絡協議会の活性化、学童保育指導員の研修の充実とともに、学童保育をよりよくするために重要な機関誌です。こういう状況下の中でも、学童保育関係者がつながる一つの手段として『日本の学童ほいく』を購読し、普及拡大を進めましょう。

そして、子どもの生活を主体にした「学童保育」はどのようなものなのか。「子どもの最善の利益」を学童保育でどう保障できるのか。保護者の子育て環境は今後どうあればよいのか。学童保育指導員の働く職場としての学童保育はどうあるべきなのか。ということ学童保育に関わる私たちが考え、学童保育の充実と財政をともなった法制化を目指して学習・交流しましょう。

学童保育を未来につなげるためにも、施策拡充をめざし、子どもを真ん中におき、保護者と学童保育指導員が連携し、頑張りましょう。

愛知学童保育連絡協議会2023年度総括案

1-1. 国の学童保育制度確立をめざし、以下の働きかけを全国連協を通じておこない、共有に努めます。

- 1) 学童保育を必要とするすべての子どもが入れる法律にし、最低基準を策定し、最低基準を実行できる財政措置をおこなうこと
- 2) 当面、「放課後児童クラブ設備及び運営に関する基準」に「従うべき基準」を増やすこと。そのための補助金の増額と国の負担割合を増やすこと
- 3) 待機児童対策を子どもの居場所事業で代替えないこと。学童保育を必要とする子どもが全員学童保育所に入れるように補助金等を充実させること

全国連協では、国会で学童保育の拡充を求める請願署名が採択されたことを根拠とし、子ども家庭庁に対して「公的責任による学童保育制度の拡充と財政措置の大幅増額を求める申し入れ」を行いました。子ども家庭庁懇談には県連協からも参加をしました。

- 4) 学童保育は子どもの権利を保障し、子どもが主体者として生活できる場になる施策となること

全国知事会からのさらなる規制緩和の提言に対し、全国連協として「『放課後児童支援員認定資格研修の免除』と『基礎資格のさらなる緩和』のさらなる緩和に反対する緊急申入書」を内閣府特命担当大臣に申し入れました。全国連協からの情報を会員に適宜提供しました。

1-2. コロナ禍対策として、国に以下を要望します。

- 1) 新興感染症に迅速に対応できる体制を国として整えること
- 2) 学童保育が安定して健全に運営を継続できるよう感染拡大防止策等は公費で負担すること

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）宛てに下記内容の要望書を全国連協から提出しました。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止と学童保育がその役割を果たすために必要な制度の改善(学童保育現場における統一した方針や対応策および保健所等専門機関との連携など)や予算の継続などさらなる充実を求めます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連しての臨時休所に対する保障(保育料免除や特別休暇制度)、および休業補償および失業補償など学童保育を必要とする家庭の生活保障を求めます。

2. 愛知県の学童保育施策の拡充をめざし、働きかけを行います。

1) 県行政に向けて

- ①県が果たすべき役割を明確にし、地域連協や市町村の実情や意見を反映した要望書を提出します。

2023年7月28日に以下の「愛知県の学童保育施策拡充を求める要望書」を県に提出しました。

1. 愛知県内すべての学童保育が「放課後児童クラブ運営指針」に基づいた一定水準の質を持ったものになるよう、国の巡回アドバイザー補助金を使い長期的な視野に立ち、県として巡回アドバイザーを配置してください。
2. 人材支援事業を活用して、保育士・保育所支援センターに学童保育の担当者を配置し、学童保育指導員不足を解消する手立てを講じてください。また、常勤の担当者が保

育士・保育所支援センターに1年間通して配置できる補助金になるよう国へ上申してください。

3. 学童保育指導員が継続して働きつづける一つの方策として、国の「処遇改善事業」キャリアアップ処遇改善事業」を愛知県内の全市町村が満額実施するよう働きかけてください。

① 既に実施している市町村を含め、国の補助金メニュー全てを実施するよう働きかけてください。

② 会計年度任用職員等で一般職と同じ待遇の市町村へは、学童保育指導員を専門職として位置付け、国の処遇改善事業を実施するよう働きかけてください。

4. しょうがいのある子の受け入れをさらに進めるために、「放課後児童クラブ障害児受入推進事業」及び「放課後児童クラブ障害児受入強化推進事業」の補助金額を、常勤の職員が配置できる額（少なくとも医療的ケア児受け入れの額）にするよう国へ上申してください。また、両事業とも、しょうがいの実態に合わせ使いやすく、かつ手続きの簡素化をすることを国へ上申すると共に、学童保育を必要とするしょうがいのある子どもが補助金を使って入所できるよう県として市町村に働きかけてください。

5-1 ひとり親世帯等、学童保育を必要とする子どもは必ず入れる仕組みを創設してください。

5-2 ひとり親世帯等更なる受入が促進されるためには、保育料の減免や、減免している学童保育の運営費を補助する等補助金制度が必要です。国へ補助金制度を創設するよう上申してください。

6. 国の基本の運営費を、少なくとも常勤2人体制を担保する額とし、受益者負担とされている保護者負担は5割未満に引き下げるよう国へ働きかけてください。

7. 愛知県の子ども・子育て支援整備補助金の対象は「創設」のみになっています。国の要綱通り「創設及び改築整備」として「改築整備」にも使えるように愛知県の要綱を変更し、学童保育施設を創設・拡充できるようにしてください。また、補助額の上限を国の基準額まで引き上げてください。

②国の基本の運営費を、少なくとも常勤2人体制を担保する額とし、保護者負担は5割未満に引き下げるよう働きかけることを要望します。

要望書の要望項目6として提出し、県との懇談で意見交換を行いました。常勤職員配置の改善について「こども未来戦略方針」で国の動向を注視するとともに、16大都道府県児童福祉主管課長会議を通じて、放課後児童支援員等の確保と継続的な雇用が可能となるよう補助基準額の引き上げと、加えて学童保育利用料の無償化制度の創設を要望していただきました。

③国の「処遇改善事業」「キャリアアップ処遇改善事業」を全市町村で満額実施するよう働きかけることを要望します。

要望書の要望項目3として提出し、県との懇談で意見交換を行いました。「処遇改善事業」及び「キャリアアップ処遇改善事業」について、2023年3月の市町村児童福祉主管課長会議で積極的な実施を働きかけていただきました。その結果、「処遇改善事業」は昨年

度から1市増加の18市が実施予定、「キャリアアップ処遇改善事業」は昨年と同数の16市町が実施予定となっています。また、2023年7月の放課後児童クラブ市町村担当者会議で、特に活用いただきたい加算事業のひとつとして「処遇改善事業」を取り上げ、具体的な算定方法の解説や市町村での活用事例を示すことにより、さらに多くの市町村が実施するよう働きかけていただきました。

④「放課後児童支援員認定資格研修」や「放課後児童支援員キャリアアップ研修」について、内容の充実、方法の工夫により、より効果的な研修となるよう要望します。

「放課後児童支援員認定資格研修」や「放課後児童支援員キャリアアップ研修」の内容充実について、グループワークなど現地での実践的な研修を想定していました。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に端を発した新たな方式であるオンライン研修は、時間的・距離的制約の緩和につながる面からメリットのある参加者も多いため、当初想定していた内容への変更が困難であり、要望提案に至りませんでした。

⑤国が予算化している「育成支援の質の内容の向上」事業で、学童保育の質の向上や運営適正化を目的とする巡回するアドバイザーの配置を愛知県でも予算化し、県内の学童保育の保育の平準化をめざして、愛知県も実施するよう要望します。

要望書の要望項目1として提出し、県との懇談で意見交換を行いました。一部の市で巡回アドバイザーが配置されているものの、規模の小さい市町村では人材の確保や財政的な理由により実施に至らず、県による事業実施が望まれている状況を理解いただきました。しかし実際にアドバイザーが行う支援を想定して県で事業化した場合、1施設あたり年間で1回程度の派遣が限界であり、効果的な事業に結びつかないとして、2022年度に続き2023年度の予算要求は見送られ、予算化には至りませんでした。そのため、市町村での実施が進むよう2023年7月の放課後児童クラブ市町村担当者会議において働きかけていただきました。

⑥「愛知県木材利用促進条例」や「木の香る都市づくり事業」を活用した学童保育施設の木造化、内装及び備品の木質化の促進を要望します。

要望を出すことはできませんでしたが、森と子ども未来会議で愛知県木材を利用した学童保育施設の木造化、内装及び備品の木質化を進めました。豊橋の「多米ファイト学園児童クラブ」では、2023年度の木の香る都市づくり事業を利用し木造施設化が進められており、2024年3月完成予定となっています。また春日井では、2022年度の木の香る都市づくり事業を利用して木造施設として整備された学童保育がありました。

2) 県議会にむけて

①全会派と懇談し、学童保育議連の結成を働きかけます。

愛知県議会の全会派（自由民主党愛知県議員団、あいち民主県議団、公明党愛知県議員団、減税日本愛知県議員団、無所属）に懇談を申し込み、自由民主党愛知県議員団、あいち民主県議団、無所属（日本共産党愛知県議会議員団）と懇談することができましたが、学童保育議連の結成には至りませんでした。

②県連協役員が地域連協とともに県議会議員と個別に懇談し、県連協・地域連協と県議会議員との繋がりを強めます。

県会議員訪問・懇談の手引き(2023)や議員訪問レポートを活用して、緑区、中村区、瑞

穂区、春日井市で懇談し、つながりをつくることができました。

3) 市町村行政に向けて

①国基準の運営費に上乗せする単独補助金を要望します。

単独補助金があるかの調査は行いましたが、要望につながる情報交流は行えず、各市町村行政に対して県連協から要望はできませんでした。

②継続的な指導員の確保のためにも、「放課後児童支援員等処遇改善事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の満額実施を要望します。

例年どおり、ハンドブックの愛知詳細調査において、処遇改善に関する補助金の実施状況を把握しました。市町村からの回答において、他の職員との格差が生じるために実施不可能などの回答もあり、支援員や補助員が専門職であることを自治体キャラバンなどを活用し訴えました。

③学童保育指導員の資格と配置基準について、市町村の条例が国の省令を上回る水準となるよう要望します。

要望はできませんでしたが、自治体キャラバンなどにより条例改定等を把握しました。国の水準を上回ることが難しい地域がほとんどでした。

④学童保育所を巡回するアドバイザーについて、実施の重要性及び実効性の理解を促し、施策化による配置の実現と現場のニーズに応えた内容の充実を要望します。

今年度も継続して要望し、市町村での実施がすすむように市町村担当者会議などで県からも情報が共有されました。

県の考え方として、学童保育は市町村事業に位置づけられることから、県による巡回アドバイザー導入が難しい状況です。また、特別な配慮が必要な子どもへの保育や学童保育の運営面・労務面に関してのアドバイザーに対するニーズは非常に高いものの、規模の小さい市町村では人材確保や財政的な理由からアドバイザーの配置が厳しい現実があります。

名古屋市では、今年度よりモデル実施として巡回アドバイザーがはじまり、来年度より本格実施の見込みです。実際に導入に至る市町村は非常に少なく、県内では、巡回アドバイザー以外に保育所等訪問支援事業や独自で療育相談などを行っている地域もありますが、学童保育所に特化したものではなく、支援体制にも差がみられます。そのため、県での巡回アドバイザー導入を希望する声が依然として市町村からあがっています。

⑤自治体キャラバンや地域連協を通じて、各市町村の現状把握や問題解決に取り組みます。

・市町村の子育て支援計画「第2期子ども・子育て支援事業計画」を確認し、学童保育の「量」と「質」についての進捗状況を、加盟地域連協からの情報を把握します。

・「第3期子ども・子育て支援事業計画」策定にむけて、学童保育の計画が実態にあわせたものになるよう、自治体キャラバンにて地域の学童保育状況を把握しながら働きかけます。

2023年5月頃より自治体キャラバンで愛知県内の各市町村を訪問しました。自治体キャラバンでは6つの質問項目（①放課後児童支援員等処遇改善事業月額9,000円相当賃金改善について②育成支援体制強化事業の活用状況について③学童保育の第三者評価について④ICTの活用状況について⑤安全計画の進捗について⑥施策変更などの確認について）を通じて話す機会を持ちました。さらに地域の学童保育の現状を把握し、併せて地域連協に共有しました。

「子ども・子育て支援事業計画」に関して、加盟地域連協からの情報収集は行いませんでした。自治体キャラバンでは、すべての地域で質問や確認をすることはできませんでした。学童保育の「量」が追いついていないなどの情報が確認された地域もありました。

⑥運営委員会で補助金活用の実態の交流をします。

補助金活用の実態を交流する時間を今年度はとることができませんでした。

⑦市町村行政および研究者の協力を得て、『あいち学童保育情報ハンドブック2023年度版』を発行します。

年度内に発行しました。

3. 県連協の組織強化をはかります。

1) 市町村毎に異なる学童保育施策に適切に対応できるよう、全ての加盟連協・単独加盟学童保育所がある市町村から役員1名以上の選出をめざします。また、必要に応じて役員推薦で役員を選出して役員体制の強化をはかります。

全ての加盟連協・単独加盟学童保育所がある市町村から1名以上の役員を選出することはできませんでした。

2) 運営委員を全ての加盟連協・単独加盟学童保育から1名以上選出し、運営委員会の活性化と県連協の活動の迅速化をはかります。

運営委員会への参加を呼びかけましたが、全ての加盟連協・単独加盟学童保育から1名以上の運営委員を選出するには至りませんでした。

3) 子どもを真ん中に保護者と指導員が寄り添いながら、学童保育での子どもの生活の様子を共有し、子どもの成長を共に願い合う事、また保護者同士のつながりや支え合いの大切さを伝えるとともに、保護者会活動や、保護者会作りを応援・サポートします。

① 運営委員会の中で学童保育と保護者会・保護者との関わりについての交流の時間を設けます。

② 地域連協が抱えている課題について、県連協役員のサポート体制をとり、課題達成にむけて地域連協との継続的な関わりをすすめます。

③ 加盟地域連協や、単独加盟地域の会議に参加し、「保護者会ハンドブック」を紹介し、保護者会の意義や役割を伝えると共に、負担感だけではない保護者会活動であることを伝えます。

2023年11月の第3回運営委員会では、保護者会活動や保護者会づくりについての交流を行いました。新型コロナウイルス感染症が第5類に引き下げられたことにより、各地でイベントが再開し、顔を合わせての活動が行われるようになりました。オンラインの普及もあるものの、保護者同士のつながり合いに苦労する地域が増えている声が多くありました。また運営主体変更により保護者や保護者会活動への関わりが希薄となる地域もある中で、保護者が横のつながりをもてるような関わりをすすめようとする地域もみられました。

担当の県連協役員が地域との関わりをすすめてきたものの、県連協全体として各地域連協が抱える課題や問題を把握することはできませんでした。

2023年12月の第2回ほいく誌交流会では「保護者会・父母会を盛り上げて、楽しく元気な学童保育に！」をテーマに、保護者会を盛り上げるためにできることの意見交換や、地域での保護者会の課題などを交流しました。また加盟地域連協からは、保護者会をテーマと

した、ほいく誌の読み合わせ箇所を集約し、その中で保護者会ハンドブックの紹介を行いました。具体的なサポートにはつながりませんでした。保護者会をテーマに交流する時間を設けることができました。

4) 加盟地域連協や、単独加盟学童保育とのつながりを深めるため、運営委員会への参加を促し、各地域の情報交流を行い、運動の発展につなげます。また、地域連協や単独学童保育の会議に県連協役員が参加し、各地域で充実した（連協）活動ができるように応援します。また、県連協の活動周知と地域とのつながりを深めるため、県連協リーフレットの配布をすすめ、県連協の活動意義の周知を行います。

加盟地域連協や単独加盟学童保育に向けて、運営委員会への参加を呼びかけましたが、単独加盟学童保育の参加にはつながりませんでした。加盟地域連協、単独加盟学童保育の各会議に、担当県連協役員が参加しました。また、県連協の活動意義の周知のため県連協リーフレットを配布しましたが、配布した地域での具体的な説明には活用できませんでした。

5) 未加盟の地域、学童保育所への県連協加盟を働きかけます。

① 県連協の活動周知と地域とのつながりをつくるため、未加盟の地域向け県連協紹介リーフレットを作成、配布します。

② 未加盟地域や個人に県連協の取り組みや研修案内の情報を発信し、参加を促すとともに組織加盟や個人会員加入の働きかけを行います。特に学童保育指導員には研修を通して個人会員加入を呼びかけます。

③ 未加盟地域の学童保育について、自治体キャラバンや、ハンドブック作成のための県内学童保育の詳細な実態調査を通じて、地域の学童保育の現状を把握します。また、自治体と連携をして、学童保育施策の拡充を目指します。

未加盟地域向けのリーフレットを作成し、県連協加盟の働きかけに活用しました。未加盟地域には県連協役員を通して、研修案内の情報を発信し参加を促しました。個人会員加入に関しては、個別での具体的な対応ができず、情報提供ができませんでした。

各市町村にむけて、県連協リーフレットを自治体キャラバンの配布資料に同封し、県連協の活動理解を促しました。自治体キャラバンや実態調査を通じ、地域の学童保育の現状把握につとめました。

6) 県連協の活動を紹介するとともに、学童保育施策の拡充に活かせるような情報発信に努めます。

① 県連協ニュースや全世帯新聞の発行を行います。

県連協ニュースを全6回定期的に発行しました。全世帯新聞では、児童の安全確保のための計画策定が2024年4月から義務づけられる事に伴い、「安全計画」をテーマに、指導員・保護者に向けて情報発信を行いました。

② 各種媒体を通して、活動の紹介や学童保育をとりまく動きをタイムリーにわかりやすく伝え、地域で活用しやすい情報発信を行います。

HPの更新に合わせ、Facebook、Instagram、X、Lineの更新を行いました。愛知県内、全国へと県連協発行の資料や、研修情報など、タイムリーな情報発信を行いました。

7) 加盟地域などの指導員会にはたらきかけて、県連協の指導員会を強化し、定期的に各地域の情報交換を重ねることで、地域の指導員会の活性化や指導員の研修参加の促進につなげます。

加盟地域の指導員会に働きかけましたが、その後の活動へ結びつく形までは至りませんでした。

8) 県連協財政の柱である月刊誌『日本の学童ほいく』誌の普及と購読拡大のため、購読数1,650冊/月をめざします。

ほいく誌部会を中心に、さまざまな普及拡大のための活動を行いました。地域に訪問しPRを行いました。年間平均1,472冊となりました。

9) 加盟連協及び単独加盟学童保育が目標を立て、具体的に取り組むよう働きかけます。

年度始めに地域ごとの活動目標とほいく誌担当者を決め、各地域が目標達成できるように働きかけました。

10) 購読の意義・目的を周知し、地域の取り組みや保育・子育ての交流を行います。また『日本の学童ほいく』誌の魅力や普及拡大の取り組みを発信します。

ほいく誌交流会では、2023年10月は「あってよかった学童保育」、2023年12月は「保護者会・父母会を盛り上げて、楽しく元気な学童保育に！」をテーマに、地域ごとの取り組みを交流しました。ほいく誌普及拡大会議を2023年6月と2024年2月に行い、地域目標の確認や取り組み、好事例等の情報共有を図り、活動の活性化に努めました。

ほいく誌交流会、ほいく誌普及拡大会議のようすや交流で出た地域からの意見などをまとめた「ほいく誌ファン」を発行しました。さらに県内読者の投稿などを載せた「いっぺん読んでみゃ〜」を毎月発行しました。

また、会議でほいく誌の読み合わせや記事紹介などを行い、ほいく誌の良さに触れる機会を持ちました。全国学童保育指導員学校西日本、全国学童保育研究集会、あいち学童保育研究集会において部会からPR動画を発信しました。

11) 学童保育への理解を深め、より良くするために、『日本の学童ほいく』誌の購読を学童保育関係者だけでなく関係者以外へも積極的に勧めます。

自治体キャラバンで担当者にほいく誌の案内を行いました。

12) 愛知県内の学童保育施策拡充のための諸活動をさらに推し進めるため、事務局専従職員の増員を目指します。また、今後の継続的な雇用を見据え、財政の見直しをおこないます。

県連協が専従職員を配置することの目的と役割を組織内で共有できるよう、役員会、運営委員会で提案・議論し、個別に地域連協へ働きかけ、協議をおこないました。

また、名古屋市学童保育連絡協議会、学童保育指導員協会と合同で「雇用プロジェクト会議」を開催し、3団体合同雇用としての財政シミュレーションや就業規則策定、職員募集と雇用に取り組みました。

4. 財政

県連協会費と『日本の学童ほいく』誌購読料の早期納入などを働きかけて、健全な運営をおこないます。

働きかけにより多くの学童保育から早期納入され、健全な運営を維持することができました。

5. 学童保育の学習、交流を深める取組みをすすめます。

1) 学童保育指導員などの研修の充実を図るため、以下のことに取り組みます。

①NP0法人学童保育指導員協会が主催する『学童保育指導員研修（新任・専門・特別）』への参加を呼びかけます。

研修会員（サブスクリプション）の仕組みを導入したこととオンラインでの受講ができたこともあり、前年度に引き続き、導入前に比べて受講者数が増えました。新任研修は83人、基礎研修275人、専門研修170人、特別研修223人の受講となりました。

②『第48回全国学童保育指導員学校・西日本西愛知会場』の開催地として、研修内容の充実を図ります。

役員5人と、各地域の学童保育指導員など10人で構成したプロジェクトチームをつくり、講座づくりや参加の広報に取り組みました。結果、全体では539人、愛知からは268人の参加となりました。岐阜県連協や三重県連協と協議して、今の学童保育に必要な研修内容を講座に取り入れることができました。また、プロジェクトで実践検討を行い、担当する講座の研修内容の充実をはかりました。

2) 全国学童保育研究集会への参加を増やすために、プロジェクトチームをつくり、学童保育指導員、保護者、学童保育に関わる方が参加しやすい取り組みを行います。

2月にプロジェクトチームをつくり、参加目標を307名に設定しました。ニュースの発行や各地域でのPR活動をすすめて、現地会場参加に向けての情報発信などを行いました。目標には達せず240人の参加となりました。

3) 第40回あいち学童保育研究集会を主催団体の一員として開催します。近年、コロナ禍で果たせなかった交流の場となるように、学童保育指導員に限らず、学童保育関係者のだれもが気軽に参加できる集会を目指します。

全体会は原則オンライン配信としましたが、講師には現地会場で講演をお願いしたことから、一部現地での聴講を行うことができました。分科会は定員を設定したものの、昨年より4増やした7分科会を現地開催することができました。また、実行委員会において実行委員と対話することを大切に、地域や実行委員の状況把握に努めました。その結果、実行委員役割や分科会数の設定について柔軟かつ臨機応変に対応することで、実行委員会及び事務局の負担軽減につながりました。

4) 『みんなで話そう学童保育ひろば』を学童保育の充実及び組織強化のために、開催していきます。2023年度は春日井を予定しており、2024年度以降の開催地を検討しつつ、次期開催地の取り組みに余裕をもって出来るようにします。また開催地域や周辺地域への参加を呼びかけながら、他地域を含めた参加者の広がりを目指していきます。

「現状と次世代のための学童保育」をテーマに春日井で開催し、各地域の学童保育の充実や組織強化などの働きかけを行いました。また次年度の開催地を検討しながら、参加を呼びかけました。

5) えがおプロジェクトの活動

① これまでの被災地応援活動をまとめます。

まとめは行えませんでした。

② 各地域をつなぐ交流活動・お互いの研修参加を継続して行います。
福島・岩手・愛知でLINEグループを作成し情報共有等の交流を行いました。

③ ニュース等で活動の広報をします。
ニュースの発行は行えませんでしたでしたが県連協のHPを通じて企画を広報しました。

④ 防災アンケートを活かして災害時への提案をつくります。

全国研で「学童保育の防災」分科会を担当し、「安全計画」「危機管理マニュアル」や防災についての資料を作成しました。また、2023年4月23日に「トルコ・シリア大地震報告会」、2023年7月16日に「学童保育の安全計画 学習会」をそれぞれ開催しました。

6. 他団体と連携し、学童保育と子育て環境の拡充に努めます。

1) 学童保育の制度確立をめざして全国学童保育連絡協議会に結集します。

全国の加盟地域の情勢と運動に学び、連帯します。

全国連協副会長を選出して全国連協の運営を担うと共に、『日本の学童ほいく』編集委員を選出しほいく誌の誌面づくりにも参加しました。「全国運営委員会ニュース」や全国連協役員会・運営委員会を通じて、国や全国的な学童保育の情報を収集し、地域に共有しました。

2) 愛知保育団体連絡協議会と、愛知の保育・学童保育の、保育内容と施策の向上に向け、連携します。

愛知保育団体連絡協議会の請願署名への項目提案と署名の取り組みをおこない11,618筆を集めました。また、「あいち保育問題資料集」に学童保育の情報を提供しました。

3) しょうがいのある子どもの地域生活を保障する活動に協力します。また、よかネットあいちとは例会等の情報を共有し参加しあう関係を継続します。

よかネットあいちの例会を広報しました。また、あいち学童保育研究集会の情報を提供し参加を訴えました。

4) 母親大会に関して会員に広報します。

母親大会の情報を広報しました。

5) 福祉予算を削るな愛知県民集会実行委員会

①学習交流会や集会参加を広く呼びかけ、成功に努めます。

②他団体に学童保育の現状と課題を伝え、県連協の取り組みへの参加を呼びかけます。

③他福祉分野の動きを伝え共有します。

実行委員会に参加し、県内学童保育の動きを伝えると共に、県民集会の企画・運営に協力しました。10月29日には若宮大通広場にて集会を行うことができました。指導員に関するアンケートを展開して協力しました。また、本年度の集会の訴求テーマの一つである生活保護費減額に関する裁判にて、全面的に勝訴することができました。

6) 学童保育指導員が加入している労働組合と、学童保育施策などについて懇談します。また、研修等への参加を働きかけます。

建交労愛知学童保育支部から執行役員が運営委員会に参加し、施策情報、研修、加盟地域の状況などを共有することができました。

7) あいち保育研究所

①保育・学童保育の研究活動を応援します。

年次総会に運営委員として参加しました。しかし年間を通じての事務局としての取り組みはできませんでした。

②「権利としての学童保育」研究会で、実践検討を中心に、学童保育指導員の専門性について学びを深めます。

隔月で研究会を開催し、実践記録をもとにした実践検討を行いました。また1回は「子どもの権利条約と学童保育」をテーマとした学習会を行いました。

8) 認定NPO法人アレルギー支援ネットワーク

冊子『アレルギーの手引き』の普及とアレルギー研修の開催を各自治体や運営委員会・指導員会で呼びかけるなど必要な情報を伝えます。

安全計画の策定における『アレルギーの手引き』の活用をすすめ、普及をはかりました。また、2023年度こどもアレルギー教室(オンデマンド配信)を紹介しました。

9) その他子育て関係団体とマスコミ

①子ども関係の団体や学童保育の施策・保育内容が前進する関係ができる団体と積極的に連携します。

あいち子どもNPOセンターと情報交換をおこないました。

②マスコミに、学童保育に関して、積極的に情報を提供します。

総会、あいち学童保育研究集会の情報を提供すると共に、待機児童や安全について情報提供をしました。

愛知学童保育連絡協議会2024年度方針案

1-1. 国の学童保育制度確立をめざし、全国学童保育連絡協議会を通じて以下の働きかけを行い、共有に努めます。

- 1) 学童保育を必要とするすべての子どもが入れる法律にし、最低基準を策定し、最低基準を実行できる財政措置をおこなうこと
- 2) 当面、「放課後児童クラブ設備及び運営に関する基準」に「従うべき基準」を増やすこと。そのための補助金の増額と国の負担割合を増やすこと
- 3) 待機児童対策を子どもの居場所事業で代替しないこと。学童保育を必要とする子どもが全員学童保育所に入れるように補助金等を充実させること
- 4) 学童保育は子どもの権利を保障し、子どもが主体者として生活できる場になる施策となること

1-2. 災害対策（新興感染症対策を含む）として、国に以下を要望します。

- 1) 自然災害や新興感染症に対して迅速に対応できる体制を国として整えること
- 2) 災害時に被災地において学童保育が必要とされる場合は、安定して健全に運営を継続できるよう公費で支援すること

2. 愛知県の学童保育施策の拡充をめざし、働きかけを行います。

1) 県行政に向けて

- ① 県が果たすべき役割を明確にし、地域連協や市町村の実情や意見を反映した要望書を提出します。
- ② 国が予算化している「育成支援の質の向上」事業で、学童保育の質の向上や運営適正化を目的として巡回するアドバイザーの配置を愛知県でも予算化し、県内の学童保育における保育水準の平準化をめざして、愛知県も実施するよう要望します。
- ③ 国の「放課後児童支援員等処遇改善事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」をすべての市町村で満額実施するよう働きかけることを要望します。
- ④ 国が予算化している「常勤職員の拡充」をすべての市町村が実施し、各学童保育に常勤職員が2人以上配置されるよう働きかけることを要望します。
- ⑤ 愛知県が16大都道府県知事会として要望している「学童保育利用料無償化」の制度が確立するまでは、保護者の負担が増えないように、現行の考え方である利用者負担5割を引き下げるよう国へ働きかけることを要望します。
- ⑥ 「放課後児童支援員認定資格研修」や「放課後児童支援員キャリアアップ研修」について、内容の充実、方法の工夫により、より効果的な研修となるよう働きかけます。
- ⑦ 「愛知県木材利用促進条例」や「木の香る都市づくり事業」を活用した学童保育施設の木造化、内装及び備品の木質化の促進を働きかけます。

2) 県議会に向けて

- ① 全会派と懇談し、学童保育議連の結成を働きかけます。
- ② 県連協役員が地域連協と共に県議会議員と個別に懇談し、県連協・地域連協と県議

会議員とのつながりを強めます。

3) 市町村行政に向けて

- ① 国基準の運営費に上乗せする単独補助金を要望します。
- ② 学童保育指導員の継続的な確保のためにも、国の「放課後児童支援員等処遇改善事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の満額実施と、会計年度任用職員でも学童保育指導員を専門職と位置付け、国の処遇改善事業を実施するよう要望します。
- ③ 学童保育指導員の資格と配置基準について、市町村の条例が国の省令を上回る水準となるよう要望します。
- ④ 学童保育所を巡回するアドバイザーについて、市町村での活用状況を把握します。また、巡回アドバイザー実施の重要性及び実効性への理解を促し、施策化による配置の実現と現場のニーズに答え最適な内容となるよう要望します。
- ⑤ 自治体キャラバンや地域連協を通じて、各市町村の現状把握や問題解決に取り組みます。
 - i. 自治体キャラバンで地域の学童保育の現状把握を行います。また、市町村ごとの課題を見出し、運営委員会で共有します。
 - ii. 最終年度を迎える「第2期子ども・子育て支援事業計画」において、学童保育の「量」と「質」についての達成状況を確認し、「第3期子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて、地域の学童保育の実態に即した内容になっているか、加盟地域連協から情報を収集します。
 - iii. 加盟地域において子育て支援計画に関わる委員との情報共有に努めます。
- ⑥ 補助金活用の実態について、運営委員会で交流するよう努めます。
- ⑦ 市町村行政および研究者の協力を得て、『あいち学童保育情報ハンドブック2024年度版』を発行します。

3. 県連協の組織強化をはかります。

- 1) 市町村ごとに異なる学童保育施策に適切に対応できるよう、すべての加盟連協・単独加盟学童保育所がある市町村から役員1名以上の選出をめざします。また、必要に応じて役員推薦で役員を選出して役員体制の強化をはかります。
- 2) 運営委員をすべての加盟連協・単独加盟学童保育から1名以上選出し、運営委員会の活性化と県連協活動の迅速化をはかります。
- 3) 学童保育が一人ひとりの子どもにとって安全に安心して継続的に過ごせる「生活の場」となるよう、保護者と学童保育指導員が、子どもの成長を共に願い、つながり、支え合う大切さを伝えるとともに、保護者会活動や保護者会づくりを応援・サポートします。
 - ① 学童保育での保護者会・保護者との関わりについて、運営委員会で交流の時間を設け、地域での保護者会活動の現状把握と課題を確認します。
 - ② 『保護者会ハンドブック』を紹介し、保護者会の意義や役割とともに、負担に感じ

られがちな保護者会活動の楽しみや大切さを伝えます。

- 4) 加盟地域連協や単独加盟学童保育と県連協とのつながりが続くような関係性の構築を目指します。
 - ① 運営委員会への参加を呼び掛け、地域への情報共有を行い、運動の発展につなげます。
 - ② 加盟地域連協や単独加盟地域の会議に参加し、地域が抱えている課題について、専従職員・県連協役員がサポート体制をとり、解決に向けて継続的に関わります。
 - ③ 県連協と地域とのつながりを深めるため、県連協リーフレットを活用し、県連協活動に対する理解を促し、活動の意義を周知します。
- 5) 未加盟の地域、学童保育所への県連協加盟を働きかけます。
 - ① 未加盟向け県連協紹介リーフレットを活用し、県連協の活動周知を行い、つながりを持ちます。
 - ② 未加盟の地域、学童保育所や個人に県連協の取り組みや研修案内の情報を発信し、参加を促すとともに組織加盟や個人会員加入の働きかけを行います。特に学童保育指導員には研修を通して個人会員加入を呼びかけます。
 - ③ 未加盟の地域の学童保育について、自治体キャラバンやハンドブック作成のための県内学童保育の詳細な実態調査を通じて、現状を把握します。また、市町村との連携により学童保育施策の拡充をめざします。
 - ④ 未加盟の地域の学童保育で抱えている具体的な課題や困り事がある場合、専従職員・県連協役員と相談、連携できるよう関わります。
- 6) 県連協の活動を紹介するとともに、学童保育施策の拡充に活かせるような情報発信に努めます。
 - ① 県連協ニュースや全世帯新聞の発行を行います。
 - ② 各種媒体を通して、活動の紹介や学童保育をとりまく動きをタイムリーにわかりやすく伝え、地域で活用しやすい情報を発信します。
 - ③ 学童保育の情報を解説したニュースを発信します。
- 7) 加盟地域などの指導員会に働きかけて、県連協の指導員会を強化し、定期的に各地域の情報交換を重ねることで、地域の指導員会の活性化や学童保育指導員の研修参加の促進につなげます。
- 8) 県連協財政の柱である『日本の学童ほいく』の普及拡大と購読をすすめ、購読数1,550冊/月をめざします。
 - ① 加盟連協及び単独加盟学童保育が目標を立て、具体的に取り組むよう働きかけます
 - ② 購読の意義・目的を周知し、地域の取り組みや保育・子育ての交流を行います。また『日本の学童ほいく』の魅力や普及拡大の取り組みを発信します。
 - ③ 学童保育への理解を深め、よりよくするための運動につなげていくために、『日本の学童ほいく』の購読を学童保育関係者だけでなく関係者以外へも積極的にすすめます
- 9) 事務局専従職員の計画的な雇用と、職員育成に取り組めます。

4. 財政

県連協会費と『日本の学童ほいく』購読料の早期納入などを働きかけ、より健全な運営を行います。

5. 学童保育の学習、交流を深める取り組みをすすめます。

- 1) 学童保育指導員などの研修の充実をはかるため、以下のことに取り組みます。
 - ① NPO法人学童保育指導員協会が主催する「学童保育指導員研修（新任・基礎・専門）」への参加を呼びかけます。
 - ② 「第49回全国学童保育指導員学校・西日本・三重会場」の開催に向けて、三重県連協と岐阜県連協と共に、研修内容の充実をはかります。
- 2) 「第59回全国学童保育研究集会」への参加を増やすためにプロジェクトチームをつくり、学童保育指導員、保護者、学童保育に関わるだれもが参加しやすい取り組みを行います。
- 3) 「第41回あいち学童保育研究集会」を主催団体の一員として開催します。学童保育指導員だけでなく、学童保育に関わるだれもが気軽に参加でき、学びや交流の場となるような集会をめざします。
- 4) 「みんなで話そう学童保育ひろば2024」を開催地域と連携しながら開催して、学童保育の充実及び組織強化をはかります。
- 5) 「えがおプロジェクト」の活動をすすめます。
 - ① これまでの被災地応援活動をまとめます。
 - ② 各地域をつなぐ交流活動・お互いの研修参加を継続して行います。
 - ③ 学童保育所の安全計画や危機管理マニュアルの作成、見直しについて提案します。
 - ④ 東日本大震災の被災地にとどまらず、全国の被災地を応援します。

6. 他団体と連携し、学童保育と子育て環境の拡充に努めます。

- 1) 全国学童保育連絡協議会
学童保育の制度確立をめざして全国学童保育連絡協議会に結集します。また、全国の加盟地域の情勢と運動に学び、連帯します。
- 2) 愛知保育団体連絡協議会
愛知の保育・学童保育の、保育内容と施策の向上に向け、連携します。
- 3) しょうがいのある子どもの地域生活を保障する活動
しょうがいのある子どもの地域生活を保障する活動に協力します。また、よかネットあいちとは例会等の情報を共有し参加しあう関係を継続します。
- 4) 母親大会
会員に広報します。
- 5) 福祉予算を削るな愛知県民集会実行委員会
 - ① 学習交流会や集会参加を広く呼びかけ、成功に努めます。
 - ② 他団体に学童保育の現状と課題を伝え、県連協の取り組みへの参加を呼びかけます

③ 他福祉分野の動きを伝え、共有します。

6) 指導員組合

学童保育指導員が加入している労働組合と、国・県・市町村の学童保育施策と現状について情報を共有します。また、研修への参加を働きかけます

7) あいち保育研究所

① 保育・学童保育の研究活動を応援します。

② 「権利としての学童保育研究会」で、実践検討を中心に、学童保育指導員の専門性について学びを深めます。

8) 認定NPO法人アレルギー支援ネットワーク

『アレルギーの手引き』のリニューアルを行い、発行・普及します。また、「学童保育におけるアレルギー対応研修会」を、アレルギー支援ネットワークと共同で開催します。

9) その他子育て関係団体とマスコミ

① 子ども関係の団体や学童保育の施策・保育内容が前進する関係ができる団体と積極的に連携します。

② マスコミに、学童保育に関する情報を積極的に提供します。

愛知学童保育連絡協議会規約

(名称)

第 1 条 この組織は、愛知学童保育連絡協議会と称します。

(事業所の所在地)

第 2 条 この会の事業所は、名古屋市熱田区沢下町 9-7-308 に置きます。

(目的)

第 3 条 この会は、愛知県内の学童保育の普及及び学童保育の設置、発展につとめることを通し、学童保育の発展に寄与します。またこの会は、学童保育に関わる保護者、学童保育指導員、学生、研究者などとの連携を密にし、学童保育の研究、施策の拡充、施設・設備の充実、制度化の運動を推進します。

(事業)

第 4 条 この会の目的を達成するために、次の事業を行います。

- 1 学童保育の制度確立と、現行の学童保育施策・保育内容向上のための活動を行います。
- 2 ニュースを発行します。
- 3 保育内容の向上のために、研究会や学習会を開きます
- 4 保護者、学童保育指導員、子どもの交流と親睦をはかります。
- 5 学童保育の施設や子どもの保育条件の改善、学童保育指導員が継続して働ける職場となるように努力します。
- 6 研究者、専門家、教育・保育団体などと協力しながら、学童保育のあるべき姿をたえず研究し、よりよき制度化を推進します。
- 7 その他学童保育発展のために必要な事業を行います。

(会員)

第 5 条 この会の目的に賛同する団体、個人が入会できます。

- 1 学童保育（公立、民間とも）をはじめ研究サークル、保育団体、民主団体は、団体加入とします。
- 2 この会の目的に賛同する個人はだれでも会員となることができず。

(役員を選出)

第 6 条 役員は、地域の連絡協議会（またはそれに準ずるもの）から 1 名以上選出します。また役員会推薦でも推薦できます。選出及び推薦された役員は総会で承認します。

総会終了後、地域の連絡協議会（またはそれに準ずるもの）、役員会から推薦があった場合は運営委員会で承認できるものとします。

(役員職務)

第 7 条 この会に総会で承認された役員の互選により次の役割の者をおくことができるものとします。ただし、会長と事務局長は必ずおくこととします。

会長 1 名 副会長 若干名 会計 若干名
事務局長 1 名 事務局次長 若干名

- 1 会長は会を代表し、全体に責任を持ちます。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在時には代行をします。
- 3 会計は、会の財政執行状況を整理し、報告します。
- 4 事務局長は、事業を実施する実務を行います。また、実施に伴う財政の執行をします。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長不在時には代行をします。

(会計監査)

第 8 条 この会に会計監査 2 名を置きます。ただし役員の兼務はできないものとします。

(運営委員)

第 9 条 運営委員は、市・町・村連絡協議会または保護者会（父母会）から選出された代表をもって構成します。その際には 1 年間継続して会議に出席できる人を選出対象とします。

(役員・運営委員の任期)

第 10 条 役員・運営委員の任期は 1 年とします。ただし、再任はさまざまありません。

(特別役員)

第 11 条 役員会の了承を得て個人会員から特別役員を選出します。

2 特別役員は、会の運営に関する事項について、役員会の求めに応じ実務を援助することができます。

3 第 10 条の規定は、特別役員について準用します

(機関)

第 12 条 この会に総会、運営委員会、役員会を置きます。

1 総会

総会は、この会の最高機関で、年一回以上開くものとします。

2 運営委員会

運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で必要に応じ開きます。

3 役員会

役員会は、この会の日常運営に責任を持ちます。

役員会は必要に応じて専門部を置きます。

(会費)

第 13 条 この会は、会費・事業収入および寄付金によって運営します。

1 団体会費は次のとおりとします。

- ① 公営及び自治体から委託金・補助金を受けている学童保育所世帯数と社会保険加入の学童保育指導員の合計に 720 円を乗じた額を年会費とし、1 学童保育所単位で集計し、地域連絡協議会がある場合は地域連絡協議会単位で支払うものとする。
- ② 保護者の保育料だけで運営している学童保育所 1 世帯年間 360 円とし、1 学童保育所単位で集計し支払うものとする。
- ③ 保護者会のない学童保育所 保護者会ができるまで、世帯数もしくは学童保育指導員の数で会費とすることができる。その際の学童保育指導員 1 人の会費は年間 720 円とし、学童保育所単位で支払うものとする。
- ④ 学童保育以外の団体（研究サークル、保育団体、民主団体他） 1 団体年間 10,000 円とする。

2 個人会費は年額 2,000 円とします。

ただし、この会の役員を行う場合は個人会費を免除とする。

3 賛助会員制度を設け、会費は 1 口 1,000 円とします。

4 会費は、総会で決定します。

ただし特別の事情がある場合は、役員会で検討し、運営委員会で当年度の会費を決定します。

5 この会の事業会計を毎年監査し、総会の承認を受けず。

(付則)

1 この規約の改正は、総会で行います。

2 この規約は、1971 年 2 月 28 日より発効します。

3 この規約は、1979 年 5 月 13 日より発効します。

4 この規約は、1982 年 6 月 1 日より発効します。

5 この規約は、1990 年 5 月 27 日より発効します。

6 この規約は、1991 年 5 月 12 日より発効します。

7 この規約は、1998 年 5 月 24 日より発効します。

8 この規約は、2000 年 5 月 1 日より発効します。

9 この規約は、2001 年 5 月 27 日より発効します。

10 この規約は、2006 年 5 月 21 日より発効します。

11 この規約は、2008 年 5 月 18 日より発効します。

12 この規約は、2009 年 5 月 17 日より発効します。

13 この規約は、2010 年 5 月 16 日より発効します。

14 この規約は、2013 年 5 月 26 日より発効します。

15 この規約は、2014 年 5 月 25 日より発効します。

16 この規約は、2017 年 5 月 28 日より発効します。

17 この規約は、2020 年 6 月 4 日より発効します。

愛知学童保育連絡協議会 加入学童保育連絡協議会・学童保育所一覧

2024.04.1現在

	学童保育連絡協議会・学童保育所名	学童数	事務局	電話番号
1	名古屋市学童保育連絡協議会	183		052-872-1972
	〒 456-0006	住所	名古屋市熱田区沢下町9-7-308	
2	豊橋市学童保育連絡協議会	31	吉田方ガンバクラブ	0532-32-7437
	〒 441-8003	住所	豊橋市小向町北小向93	
3	NPO法人岡崎がくどうの会	6	あおぞらクラブ	0564-32-0325
	〒 444-0943	住所	岡崎市矢作町字馬乗84番地4	
4	春日井学童保育ネットワーク	5	なかよしクラブ	0568-92-7555
	〒 487-0033	住所	春日井市岩成台10-8-5	
5	安城市学童保育連絡協議会	2	ひまわりクラブ	0566-74-4400
	〒 446-0032	住所	安城市御幸本町11-17	
6	東海市・NPO法人学童保育ざりがにクラブ	2		0562-34-0954
	〒 477-0032	住所	東海市加木屋町東大堀32-55	
7	大府市学童保育連絡協議会	2	どろんこクラブ	0562-48-3246
	〒 474-0022	住所	大府市若草町二丁目79番地の4	
8	豊川市学童保育連絡協議会	8	キッズクラブ	0533-72-6387
	〒 441-0105	住所	豊川市伊奈町南山新田350-80	
9	すきっぷクラブ	2		0533-75-2286
	〒 441-0311	住所	豊川市御津町御馬加美15	
10	太陽広場クラブ	1		0562-85-3553
	〒 470-1161	住所	豊明市栄町山ノ神23-13	
11	NPO法人ふぁんふぁん	1		0561-53-6059
	〒 488-0071	住所	尾張旭市新居町下切戸1252-2	
総 数		243		

2024年度愛知学童保育連絡協議会運動のスケジュールと愛知県の予算編成など

月	愛知学童保育連絡協議会	ほいく誌 関係	愛知県 議会	あいち 学童保育 研究集会	全国学童保育連絡協議会他	愛知県の予算編成
	運営委員会他					
4月	7日運営委員会				13日14日全国連協運営委員会&学習会	
5月	19日定期総会		日臨時議 会 (議長な ど決定)		11日12日全国合宿研究会 25日26日ほいく誌編集会議	
6月		16日 ほいく誌 普及拡大 会議	6月議会	17日	こども家庭庁懇談(東京) 9日全国学童保育指導員学校_三重	
7月	14日運営委員会 予算要望書提出				7日ほいく誌編集企画会議	
8月					保育合研 社会福祉研究交流集会	各市町村から、箇所数 など次年度の協議事項 の調査開始&協議。
9月	15日運営委員会 県子育て支援課と懇談	29日 ほいく誌 交流会	9月議会	2日	7日8日全国運営委員会	
10月				7日	全国学童保育連絡協議会総会 こども家庭庁懇談(東京)	
11月	10日運営委員会			11日	16日17日全国学童保育研究集会 23日24日ほいく誌編集会議	各局の予算要求策定
12月		15日 ほいく誌 交流会	12月議会	2日	7日8日全国運営委員会	中旬査定開始
1月	19日運営委員会			6日	13日学童保育指導員学校小運営委員会	下旬最終査定
2月		23日 ほいく誌 普及拡大 会議	2月議会 (予算 決定)	3日	1日2日全国運営委員会 こども家庭庁懇談(東京) 15日16日ほいく誌編集会議	記者発表
3月	9日運営委員会			2日 (当日) 17日		議会可決
4月	6日運営委員会				12日13日全国運営委員会	
5月	18日定期総会				10日11日 全国運営委員会+合宿研究 会	